

第3章 無電柱化を推進するための基本方針

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

本区における無電柱化の推進に関する基本的な方針を以下のとおり定めます。

方針1 3つの目的を達成するために整備効果の高い道路の無電柱化

無電柱化には、多くの費用と時間を要します。そのため、本区では、以下の3つの目的を達成するために整備効果の高い道路を対象として無電柱化を推進します。

■都市防災機能の強化

災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保します。

■安全で快適な歩行空間の確保

歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保します。

■良好な都市景観の創出

視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図ります。

方針2 主要幹線道路の整備にあわせた無電柱化

区内の主要な道路網は、国道や都道によって形成されており、大部分が緊急輸送道路に指定されています。これらの道路を結ぶ主要な区道の整備にあわせて無電柱化を推進し、無電柱化のネットワークを形成することで、都市防災機能の強化を図ります。

方針3 まちづくり事業にあわせた無電柱化

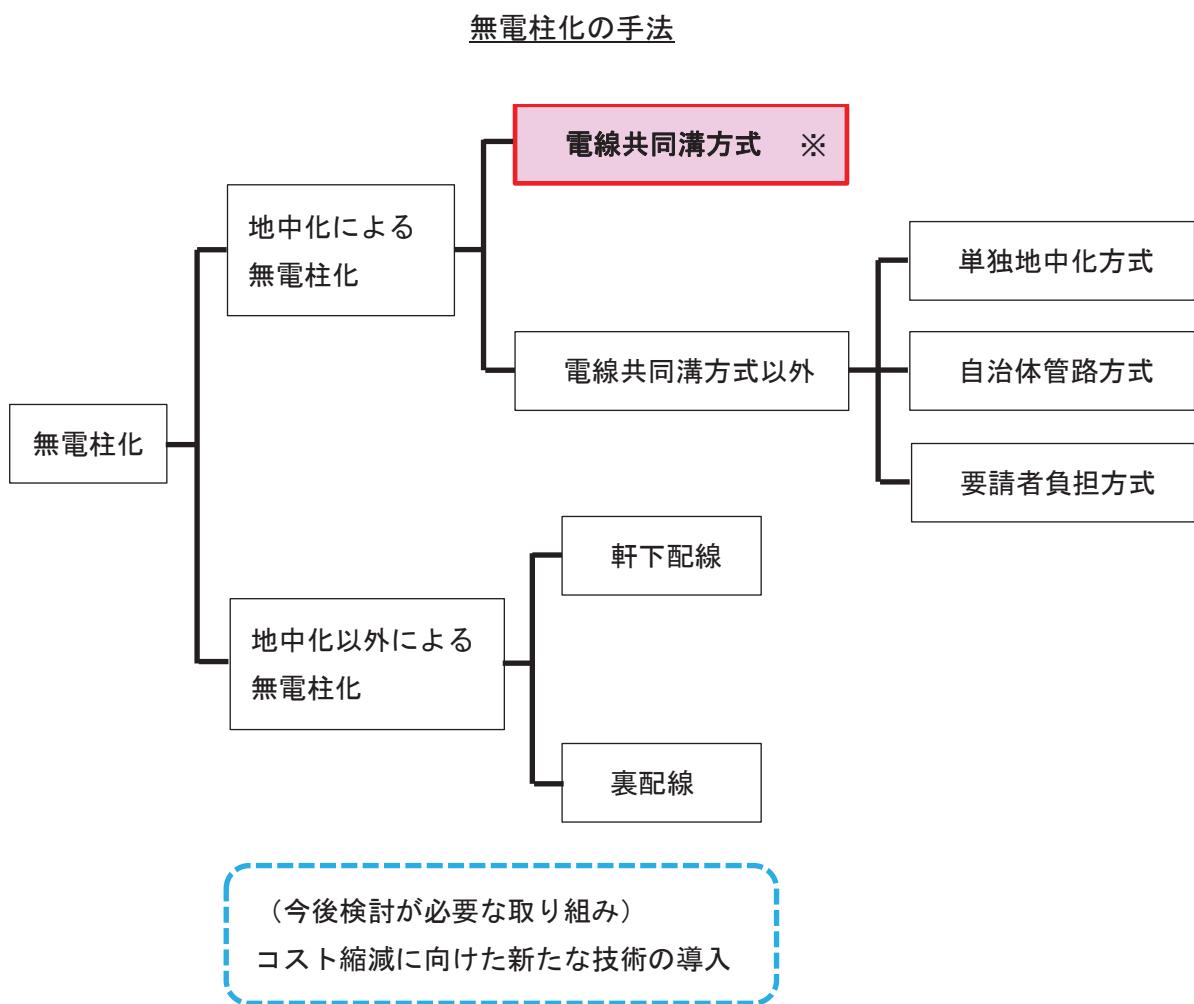
区のまちづくり計画における事業や土地区画整理事業、市街地再開発事業等が実施される場合には、周辺の道路もあわせて無電柱化を推進します。

2. 無電柱化の手法

(1) 無電柱化の手法

無電柱化は、地中化による方式と地中化以外による方式とに大きく2つに分かれます。現在は、地中化による無電柱化のうち、電線共同溝方式が一般的であります。本区においてもこの方式による無電柱化を基本として進めています。

無電柱化を推進するためには、コスト縮減に向けた検討を進める必要があり、国や東京都、電線管理者の動向を注視しながら、新たな技術の導入について検討します。

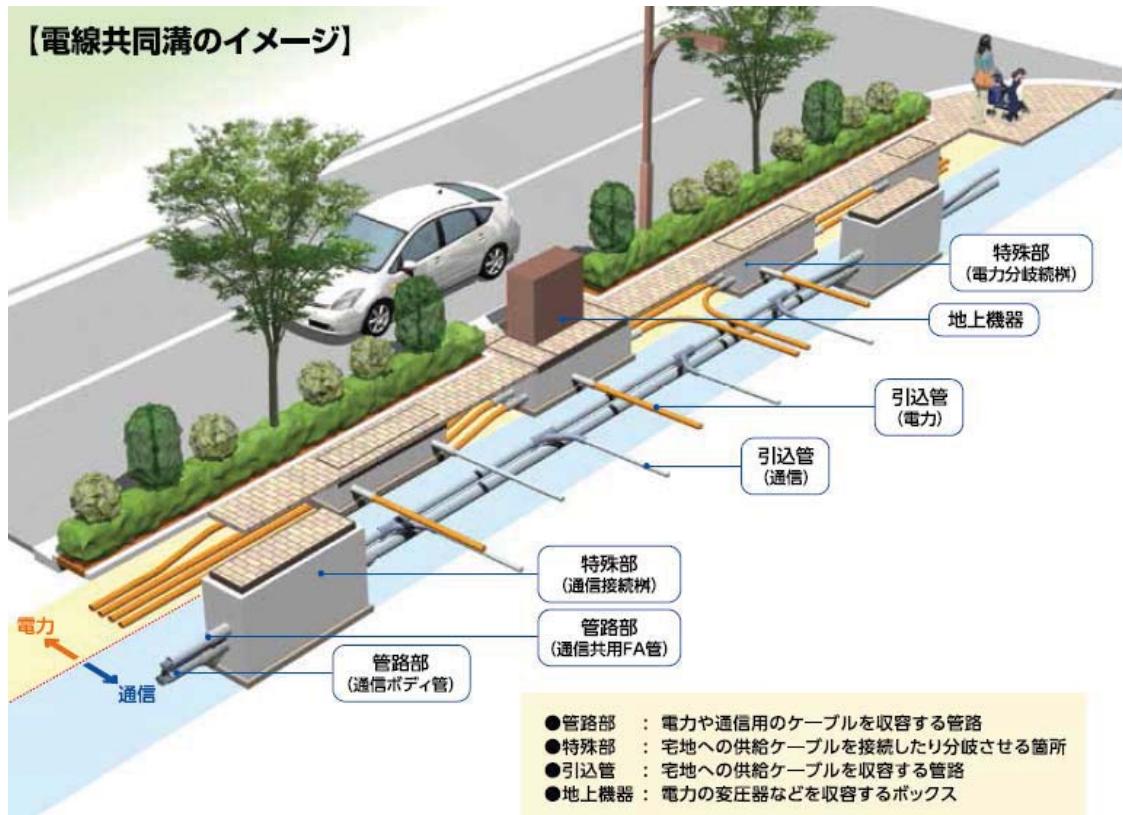


※電線共同溝方式とは

電線共同溝方式は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式のことです。

電線共同溝は、電線等を地下の空間に収容するための施設で、主に管路部、特殊部及び引込管で成り立っています。

電線共同溝のイメージ



(出典：国土交通省ホームページ)